

建てかえ費用特約

建てかえ費用特約について

住宅に一定以上の損害が発生した場合、新築に建てかえ、または買いかえるための費用を補償する特約です。
2022年10月1日以降保険始期契約のうち、建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が自動セットされます。

建てかえ費用保険金

損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金が支払われる場合で、以下の条件をいずれも満たす場合にお支払いします。

- ・ 損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること
- ・ 事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえ（買いかえを含む）が完了したこと

※ 建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要です。

取りこわし費用保険金

建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合にお支払いします。

- ※ 以下に該当する場合には、その旨の通知が必要です。
- ・ 取りこわしを開始・完了した場合
 - ・ 損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合
 - ・ 損害を受けた建物の使用を開始した場合

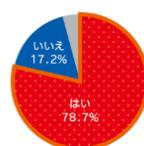
建てかえ費用特約開発の背景

いざという時に新築へ建てかえられる費用を補償したい

損保ジャパンが独自に実施したアンケートによると、建物が大きな損害にあった場合、約78.7%の方が新築へ建てかえたいと回答しています。
一方、これまでの商品のお支払対象は「事故発生前の状態に復旧するための費用」となり、「建てかえ・買いかえに要する費用」については自己負担いただいている状況でした。

近年、大規模な自然災害が相次いで発生しており、自然災害のリスクは一層高まっています。
万が一、大きな損害が発生した場合に安心して建てかえ・買いかえの選択肢も取っていただけるよう、建てかえ費用特約を新設しました。

「自宅に7割以上の損害があった場合、新築に建てかえたい」が78.7%



建物が大きく損害を受けた場合、
美観や使い勝手、安全性などの
観点から修復ではなく建てかえ
を選択肢として考えられることも
多いようです。

アンケート調査による加入意向は85%以上！

約2万人を対象とした損保ジャパンの独自アンケートによると、建てかえ費用を補償する保険について、85%以上の方に加入意向がありました。（下図参照）



多くの方に加入意向があることから、自然災害リスクが高まる中でより多くのお客さまに補償をお届けすべく、条件に該当する契約について建てかえ費用特約を自動セットします。

お支払いする保険金

建てかえ費用保険金

被保険者が損害を受けた建物の建てかえのために負担する費用—損害の額
(建物の保険金額 - 損害の額が限度)

※ 損害の額には復旧に付随して発生する費用は含みません。

取りこわし費用保険金

取りこわし費用の実費（建物の保険金額の10%が限度）

(注1) 保険金をお支払いする場合には以下の条件をいずれも満たすことが必要です。

- ・ 損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること
- ・ 事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物へ建てかえ（買いかえを含む）が完了したこと

※ 建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要です。

(注2) 保険の対象に建物が含まれており、建物の再調達価額と建物の保険金額が同額であることが必要です。

(注3) すべてのプランで条件を満たした場合に自動セットされます。

(注4) この特約により保険金を支払う場合は、以下のいずれか早い時に保険契約が終了します。

- ・ 損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額の80%を超えたことにより保険契約が終了する時
- ・ 損害を受けた建物の取りこわしを完了した時
- ・ 被保険者が損害を受けた建物を第三者へ譲渡した時
- ・ 被保険者が損害を受けた建物の使用を開始した時

社会課題解決への貢献

「住宅の修理」に加え、「住宅の建てかえ」という新たな選択肢をお客さまに提供することで、災害に強い住宅や、省エネエネルギー・再生可能エネルギー住宅の普及を後押しし、レジリエントでカーボンニュートラルな社会の実現に貢献してまいります。